

令和4年8月4日
東京都

市街地再開発事業の事業計画の変更認可について

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第7条の16第1項の規定に基づき、板橋駅板橋口地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可し、同条第2項において準用する同法第7条の15第1項の規定に基づき、令和4年8月4日付けで公告したので、都市再開発法施行規則（昭和44年建設省令第54号）第39条第3項の規定に基づき、その内容について掲示する。

【公告の内容】

- 1 施行者の氏名又は名称
東日本旅客鉄道株式会社及び野村不動産株式会社
- 2 事業施行期間
令和元年8月23日から令和10年6月30日まで
- 3 施行地区
板橋区板橋一丁目地内
- 4 第一種市街地再開事業の名称
板橋駅板橋口地区第一種市街地再開事業
- 5 事務所の所在地
新宿区西新宿一丁目二十六番二号新宿野村ビル
- 6 施行認可の年月日
令和元年8月23日
- 7 変更の内容
事業施行期間を令和9年9月30日までに短縮する。
- 8 事業計画の変更の認可の年月日
令和4年8月4日

問合せ先

（変更認可について）

東京都都市整備局市街地整備部再開発課民間再開発担当
担当 松浦、杉野

電話 03-5320-5131

（事業内容について）

板橋駅板橋口地区第一種市街地再開発事業共同施行者
野村不動産株式会社

電話 03-3348-8158